

2022.07.06

(件名)

海外在留邦人等向けワクチン接種事業（4回目接種の開始）

【ポイント】

●海外在留邦人等向けワクチン接種事業において、在留邦人等を対象とした4回目接種（ファイザーのワクチンを使用）を7月19日から新たに開始されます。

【本文】

1 日本国内で新型コロナワクチンの4回目接種が開始されたことに伴い、海外在留邦人等向けワクチン接種事業においても、在留邦人等を対象とした4回目接種（ファイザーのワクチンを使用）を7月19日から新たに開始することとなりました（1・2・3回目接種も引き続き実施します）。

2 接種対象は、日本で薬事承認されているワクチン（注参照）で追加接種（3回目接種）に相当するワクチン接種を受け、3回目接種から5か月以上が経過した以下の方が対象となります。

(1) 60歳以上の方

(2) 18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方及び新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

(注) 初回接種（1・2回目接種）においてはファイザー、モデルナ、アストラゼネカ（コビシールドを含む）、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセン、追加接種（3回目接種）においてはファイザー、モデルナ、ノババックス（コボバックスを含む）、ヤンセンを指します。なお、ヤンセンの初回接種は1回接種であるため、1回接種している場合は初回接種（1・2回目接種）が完了しているものとみなし、2回接種している場合は追加接種（3回目接種）が完了しているものとみなします。

3 18歳以上60歳未満の方については、接種にあたり基礎疾患の有無について事前の申告は求められませんが、接種日当日は可能な限り医師の診断書や処方箋等を持参することが望ましいです。また、接種の可否は当日医師が問診により判断することから、接種ができない場合もあり得ることにご留意ください。

4 4回目接種の予約は7月6日17時30分（日本時間）から開始します。  
詳細は以下の外務省海外安全ホームページに掲載しています。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

このメールは在留届に登録されたメールアドレスに配信されております。